

令和8年9月1日

保 護 者 様

愛知県立松蔭高等学校長

高等学校等奨学給付金等の申請について

高等学校等奨学給付金は、生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の経済的な負担を軽減するために、返済不要な給付金を支給する制度です。

下記「1 給付金を受給することができる方」を参照して高等学校等奨学給付金の対象世帯であるかどうかを確認していただき、申請を希望される方は事務室にて申請用紙をお渡ししますので、下記期日までに提出して下さい。

記

1 給付金を受給することができる方

(1)から(3)のいずれかに当てはまる方

- (1) 生活保護世帯のうち「生業扶助」が支給されている。
- (2) 保護者全員の県民税所得割額及び市町村民税所得割が182,500 円未満（年収490万円相当世帯）。
- (3) 家計急変により収入が減少し保護者全員の県民税所得割額及び市町村民税所得割が182,500 円未満相当となる方。

なお、上記に加えて、保護者等全員の住所が愛知県内にある方及び、就学支援金の受給資格を有している方に限ります。

2 提出期限

令和8年9月18日(金)

学校の事務室(本館1階)へ直接提出してください。

3 その他

・詳細については別紙「愛知県公立高等学校等奨学給付金の案内」をご覧ください。(HP にも掲載 QR コード 参照)



担当 事務室

電話 052-481-9471